

平成二十六年九月三日

第十八回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

東京都中央卸売市場

目次

1.	開	会	24
2.	委員紹介	2	
3.	会長・会長代理の選任	2	
4.	市場長挨拶	4	
5.	議事	5	
	一. 審議事項	5	
	二. 報告事項	22	
6.	閉	会	24

日時 平成二十六年九月三日（水）

午後一時三〇分

場所 ハイアットリージェンシー東京 地下一階 桃山

出席者

会長 大矢 實 元東京都中央卸売市場長

委員 伊藤 淳一 東京魚市場卸組合連合会会長

伊藤 裕康 東京都水産物卸売業者協会会長

伊野瀬 十三 東京都生活協同組合連合会会長理事

神田 秀次郎 東京都水産物小売団体連合会会長

小池 潔 東京都花き振興協議会副会長

腰塚 源一 東京食肉市場卸商協同組合理事長

佐藤 恭脩 東京都食肉事業協同組合理事長

武井 喜一 東京中央市場青果卸売会社協会副会長

谷内 昌二 東京都花き振興協議会会長

寺田 佳正 公認会計士

中野 三千代 東京都地域婦人団体連盟理事

中山 ひろゆき 東京都議会議員

長岡 英典 一般社団法人大日本水産会常務理事

幹

事

〃

野上 ゆきえ

東京都議会議員

〃

野本 要二

東京都青果物商業協同組合理事長

〃

羽根川 信

築地市場労組従組連絡協議会副議長

〃

藤島 廣二

東京聖栄大学客員教授

〃

細川 允史

卸売市場政策研究所代表

〃

宮本 浩章

東京青果卸売組合連合会会長

〃

山崎 一輝

東京都議会議員

〃

山崎 初美

主婦連合会環境部

〃

吉井 正人

京浜地区青果卸売会社従業員連絡協議会

〃

岸本 良一

中央卸売市場長

〃

坂巻 政一郎

中央卸売市場管理部長

〃

日浦 憲造

中央卸売市場市場政策担当部長

〃

金子 光博

中央卸売市場財政調整担当部長

〃

野口 一紀

中央卸売市場事業部長

〃

長田 稔

中央卸売市場移転支援担当部長

〃

加藤 仁

中央卸売市場新市場整備部長

〃

中村 憲久

福祉保健局市場衛生検査所長

〃

松田 健次

管理部総務課長

〃

池田 憲明

管理部市場政策課長

〃

村上 章

管理部財務課長

書

記

〃 〃 〃 〃 〃 〃

大 山 井 高 高 東
谷 崎 上 山 橋 国
俊 浩 正 山 橋 夫
也 明 紀 正 博 夫

事業部移転・経営支援担当課長
事業部施設課長
事業部業務課長
管理部財政調整担当課長
管理部食肉事業推進担当課長
管理部広報・組織担当課長

第十八回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

午後一時三〇分 開会

1 開 会

○司会（井上） お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまより第十八回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会を開催させていただきます。

本日、委員の皆様方には、ご多用中のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、当協議会の事務局を務めております東京都中央卸売市場事業部業務課長の井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして定足数の確認をさせていただきます。本協議会は、条例の規定によりまして、委員の半数以上の出席によって成立することとなっております。本年七月に、各業界からのご推薦に基づき、二十八名の方に委員をお願いしたところでございます。ただいま協議会委員二十八名中二十三名の方にご出席いただいております。したがって、定足数を満たしており、本会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日は五名の方からあらかじめ欠席のお申し出をいただいております。ご欠席は、磯村信夫委員、小川一夫委員、小松久子委員、鈴木あきまさ委員、野崎和美委員の五名の方でございます。

次に、お手元に配付させていただきました資料の確認をさせていただきます。順番に、本日の協議会の次第、協議会の委員の名簿、座席表、そして諮問文の写し、審議事項、報告事項、それぞれの資料でございます。

なお、諮問文につきましては正本が会長席に用意してございます。
お手元がない場合はお申し出いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
以上で資料の確認を終わります。

2 委員紹介

○司会（井上） 次に、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

本協議会の委員の任期は二年となっております。本日出席の委員の皆様には、平成二十六年七月一日から平成二十八年六月三十日までの間、委員をお願いしております。

それでは、今回初めて就任されました委員の方をご紹介します。

山崎初美委員でございます。

吉井正人委員でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

なお、引き続き委員をお願いしております皆様につきましては、恐縮ですが、お手元にお配りしてございます協議会委員名簿をもって紹介にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3 会長・会長代理の選任

○司会（井上） 次に、委員の改選に際しまして、改めて会長の選任をお願いしたいと思います。

会長の選任につきましては、東京都中央卸売市場条例第百八条第一項の規定によりまして、委員の互選というこ

とになっております。どなたかご推薦を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○伊藤（裕）委員　私、委員の伊藤裕康でございます。

私は会長に大矢委員をご推薦申し上げたいと思います。

大矢様は、平成十一年六月から中央卸売市場長として、また平成二十四年九月からはこの協議会の会長をお務めになっておられます。そのご経験とご見識からも当会の運営には最適であると考えてご推薦申し上げます。

○司会（井上）　ただいま伊藤裕康委員より大矢委員を推薦するご発言をいただきました。皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○司会（井上）　ありがとうございます。異議なしということでございますので、大矢委員、お引き受け願えますでしょうか。

○大矢委員　ご指名をいただきましたので引き受けさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○司会（井上）　よろしく願います。それでは、大矢委員にお願いしたいと存じますので、どうぞ会長席のほうへ移動していただきたいと思えます。

（会長席へ移動）

○司会（井上）　それでは、大矢会長より一言ご挨拶をお願いしたいと存じます。

○大矢会長　皆さん、こんにちは。ただいまご推薦をいただきました大矢でございます。

この協議会の運営が円滑にまいりますよう、皆様方のご協力をいただきたいと存じます。誠心誠意努力してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○司会（井上）　ありがとうございます。

続きまして、会長代理の選出を行いたいと思えます。

会長の職務代理は、東京都中央卸売市場条例第百八条第三項の規定によりまして、会長からご指名をいただくこ

とになっております。大矢会長、よろしくお願いいたします。

○大矢会長　それでは、会長代理には、前回もお願い申し上げたのでございますが、藤島委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○司会（井上）　それでは、藤島委員、恐れ入りますが、会長代理の席のほうにご移動いただけますでしょうか。

（会長代理席へ移動）

○司会（井上）　それでは、藤島会長代理より一言ご挨拶をお願いしたいと存じます。

○藤島会長代理　ただいま会長代理にご指名いただきました藤島でございます。

大矢会長をはじめ委員の皆様のご協力をいただき職責を全うしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会（井上）　藤島会長代理、ありがとうございました。

それでは、この後は大矢会長に議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○大矢会長　それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。

お手元に配付してございます次第に従いまして会議を進めることといたします。

4 市場長挨拶

○大矢会長　議事に先立ちまして、岸本市場長からご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○岸本市場長　皆様、こんにちは。東京都中央卸売市場長の岸本良一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、本日は、大変ご多忙の中、第十八回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会にご出席賜りま

して、誠にありがとうございます。

本日ご審議いただきますのは、東京都中央卸売市場の平成二十七年における臨時休業日及び臨時開場日の設定についてでございます。この臨時休業日、また臨時開場日につきましては、卸売市場で業務を行う皆様や卸売市場を利用する皆様の営業活動、また都民の消費生活に大変大きな影響を及ぼします非常に重要な案件でございます。検討に当たりましては、流通環境、経営状況、労働環境等、さまざまな角度から協議を重ねてまいりました。また、東京市場の影響を受けます各地の市場開設者とも意見交換を行いました。本日、諮問案としてご提出させていただきますいております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大矢会長 岸本市場長、ありがとうございました。

5 議事

一・審議事項 平成二十七年における臨時休業日及び臨時開場日の設定について

○大矢会長 それでは、議事に入りたいと思います。

「審議事項」という資料をご覧いただきたいと思えます。平成二十七年における臨時休業日及び臨時開場日の設定につきまして、花き部、食肉部、水産物部・青果部の案が提出されております。

まず初めに、花き部につきまして事務局の説明をお願いいたします。

○野口幹事 それでは、平成二十七年における臨時休業日及び臨時開場日の設定についてご説明をさせていただきますと思います。

初めに、恐れ入りますが、お手元配付の「審議事項」と記されました資料の七ページをご覧になっていただきます。七ページは市場条例の抜粋でございます。そこで、臨時休業日、臨時開場日の設定について、このページの中ほどに第七条で、ご覧のとおり市場の休業日が定められております。また、一番下の第二項で「知事は、前項の規定にかかわらず、都民の食生活への影響、市場業務に従事する者の労働条件」等を考慮して臨時に休業日または開場日を定めることができるとされております。そこで、事前に各業界の方々とは協議、調整を行いました上で、本日市場の休開市日の案をお諮りしているわけでございます。

では、それぞれ部類ごとについて順次ご説明させていただきます。

まず、花き部からでございます。

お手元資料の一ページをご覧になっていただきたいと思います。花き部の案につきましては、花き部のある北足立、大田、板橋、葛西、世田谷の各市場で構成されております東京都花き振興協議会が取りまとめたものをもとにして提案をしております。

それでは、第一、設定の考え方でございますが、臨時休業日につきましては、市場ごとに花きの需要特性を考慮して設定をしております。また、臨時開場日につきましては、毎週、切り花が月、水、金、鉢物が火、木、土、それぞれ各曜日に行われており、出荷調整が難しい花きの特性を考慮して、大方の国民の祝日を臨時開場日に充てるほか、松・千両の取引を行う十二月の日曜を開場としております。

この考え方をもとに、第二、平成二十七年の実施日でございますが、臨時休業日につきましては、全市場共通が八月十五日、十二月二十七日、十二月三十日とした上で、個別に北足立市場が三日間、大田市場が一日、板橋市場は、鉢物の取り扱いが少ないため、毎週木曜など五十三日間、葛西市場が十一日間、それぞれ各市場の特性を踏まえ設定をしております。

また、臨時開場日につきましては、全市場共通が一月十二日をはじめ十七日間としておりまして、このうち十二

月十三日が松市、十二月二十日が千両市となっております。

次ページにカレンダーをお示ししております、今申し上げた内容の詳細を掲載しております。

花き部の説明は以上でございます。

○大矢会長　ありがとうございます。花き部についての説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。ありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○大矢会長　ないようでしたら、この案をもって当協議会の決定とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、食肉部につきましてご説明をお願いいたします。

○野口幹事　続いて食肉部でございます。資料の三ページをご覧くださいと思います。食肉部は、食肉市場の取引業務運営協議会が取りまとめたものをもとに提案をしております。

第一、設定の考え方でございますが、臨時休業日につきましては、四週八休を基本に、需要が増える十二月、そして五月と九月の大型連休の前後の土曜日を除きまして、原則として毎週土曜に設定をいたしております。また、八月に夏休みを設けております。臨時開場日につきましては、年末の需要増に対応するため、十二月二十三日、二十九日に設定をしております。

この考え方をもとに、第二、平成二十七年の実施日でございますが、臨時休業日につきましては、十二月の各土曜日と、五月、九月の大型連休前後を除く毎週土曜と夏休みの八月十四日を合わせた四十三日間となっております。

また、臨時開場日につきましては十二月二十三日と十二月二十九日の二日間となります。

次ページにカレンダーをお示ししており、今申し上げた内容の詳細を掲載しております。

なお、今後の食肉市場の休開市日の設定に当たりましては、大型連休の定着や新たな祝日の設定も見込まれるこ

とから、消費者への安定供給や集荷対策等への影響について、と場の運営も含めて配慮していただきたいとの意見があったことをつけ加えさせていただきます。

食肉部の説明は以上でございます。

○大矢会長　ありがとうございます。食肉部についての説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問等がございましたら……。

○腰塚委員　食肉市場の仲卸の腰塚と申します。

ただいま野口幹事のほうからご説明がありましたように、我々の食肉市場が国の方針で休祭日が増える。これはいいんですけれども、そういう中で、やはり生鮮を扱っている関係上、あまり連休が長いといういろいろお客さんにも申しわけがない。また、生産地のほうの問題もありまして他市場に流れるということもありますので、今、我々が心配していることを東京都さんのほうが我々より先にいろいろ心配してくれて、本当に大船に乗った気持ちでいるんですけれども、いずれにしても、開市日というだけじゃなくて、と畜も含めて、四連休以上はできれば避けたいかどうかをお願いしたい。このようにお願いいたします。

○大矢会長　ありがとうございます。今、腰塚委員からご意見がございましたが、事務局、何かございますか。

○野口幹事　今のお話につきまして、事前に業界の方々と直接お会いしまして、ご要望、意見を承っているところでございます。これにつきましては、食肉市場の取引業務運営協議会がございしますので、そちらでこの問題についてきちっと検討していただくというところをお願いをしているところでございます。

○大矢会長　ありがとうございます。委員、よろしいですか。

○腰塚委員　はい、結構です。

○大矢会長　ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○大矢会長　では、ないようでございますので、この案をもって決定とさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、水産物部及び青果部につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

○野口幹事　続きまして、水産物部と青果部でございますが、資料の五ページをご覧いただきたいと思えます。

第一、設定の考え方でございますが、臨時休業日につきましては、従来からの四週六休を基本に、原則として毎月第二と第四番目の水曜に設定をし、一月から四月、そして十月は水曜にさらに一回、六月は全ての水曜に設定をしております。このうち十月二十一日は青果部のみ臨時休業日としております。そのほかに夏休みを八月十四、十五日に設定をしております。また、臨時開場日につきましては、五月と九月の四連休を避けるため、五月六日、九月二十三日を開場日としております。

この考え方をもとに、第二、平成二十七年の実施日でございますが、臨時休業日につきましては、水産物部と青果部の共通が二十九日間、これに加え青果部のみが一日となります。また、臨時開場日につきましては五月六日、九月二十三日の二日間となります。

次ページにカレンダーをお示ししており、今申し上げた内容の詳細を掲載しております。

なお、ご参考までに、青果部と水産物部の休開市日に関しては、八ページに全国中央卸売市場協会の設定方針、九ページに「休開市日設定のあり方」を添付しております。

水産物部と青果部については以上でございます。

○大矢会長　ありがとうございます。水産物部、青果部についての説明は終わりました。何かご意見、ご要望等ございましたらよろしく願います。

○武井委員　青果部の卸売会社団体の武井でございます。ただいまの東京都の提案に対しまして一言ご意見を申し上げます。たいと思えます。

内容に関しましては、依然、不満であります。しかし、原案取りまとめの過程におきまして、水曜休市、また開

市日の点に関しまして我々の要望を一定程度お酌み取りいただいておりますので、賛成をさせていただきます。

なお、青果部の卸売会社といたしまして一言お願いを申し上げたいと思います。今日の我が国における青果物の流通をめぐる消費構造というものについては急激に変化しております。皆様も十分ご承知のことと思います。引き続き卸売市場が都民に対する安定供給を担うべく、円滑な集荷・販売を行うためには、休開市問題のような取引業務におけるソフト面での運用が大切であると考えるものであります。従いまして、東京都におかれましては、再来年、要は二十八年のカレンダーの設定に備えまして、全中協の設定方針の内容とその運用のあり方等についてご検討をいただき、時代の変化に即した業務運営が可能となりますようお取り組みくださいますようご要望申し上げます、意見にさせていただきます。

ありがとうございました。

○大矢会長 ありがとうございます。ほかに何かご意見、ご要望等ございましたら。

○伊藤（裕）委員 水産卸の伊藤でございます。

今、青果さんのほうでご意見を承ったところでございますが、今回の平成二十七年の休開市日の設定については、冒頭からお話ございましたように、東京都さんのほうで大変ご苦労されて調整された結果であるというふうについておられますので、この案に賛成いたします。

ただ、一つひっかかりますのは、去年のこの会議でもご質問を申し上げたのですが、いわゆる私どもの言葉で言う片肺営業、つまり、青果さんが休んで水産がやる。こういう片肺が結果として非常によくない。大変混乱といいますか、あるいは市場にお客さんがあまり来ないという問題が起こるものですから、私どもとしては、やはり片肺は避けるべきだということで、市場は市場で共同で一緒にやっているんだから、同じ日に休んで同じ日に開けるということが大原則であろうというふうに思っております。

そういう意味で、去年もそういうご質問を申し上げたのですが、それほど不便は感じなかったという野口さんのご返事だったんです。実態としてはそうでないということで、私ども、今年も片肺が二日ございます。それらを踏まえて、来年こそはこの片肺をやめていただきたいということで強くご意見申し上げてまいりましたけれども、どうしても話がかからないということなものですから、全部我々は譲りまして、この二日間の休市をのんで、そして休市を増やしたわけでございます。ところが、そうやってみたらまた一日増えちゃったんですよね。十月の、ここにございますように、また臨時の休業日が一日増えたということなのでございますが、来年は、こうしてみると片肺営業の日が一日だけですけれども、まだあるということでございます。

こうやっていくとイタチごっこで、なかなかおさまりがつかないのでございますが、東京都さんにご質問なんです。今後こういう問題について、どういうふうにしていかれるのか。我々もこれからまた再来年に向けていろいろご相談していかなくちゃいけないのですけれども、毎度毎度こういうことで議論を繰り返してもしようがないんですが、どういうふうにご点についてお考えになっていらっしゃるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○大矢会長　ありがとうございます。さっきの武井委員の要望及び伊藤（裕）委員のご質問について、事務局から答弁をお願いします。

○野口幹事　今お話にありましたように、青果・水産物の休開市の設定に関しては、事前にさまざまなご意見、ご要望等がございました。その中で一つ、水産物の卸さん、仲卸さんのほうから出ておりましたのが片肺の問題、これは営業上支障が大きい、これは何とかしてほしいという話がございました。その一方で青果さんのほうは、労働環境の改善を図りたいということ、休市日を増やしてほしい、そういう主張でございます。また、小売さんのほうからは、これ以上休みを増やしてもらってはちょっと困るな、そういったお話も実は出ているところでございます。そういった中で、できる限り私どものほうで調整をさせていただきまして、実はそれぞれの業界さんをお願いをして歩み寄っていただいたというのが現実でございます。この問題につきましましては、それぞれ立場によってお考

えが違ふところもございます。ただ、青果・水産共存する市場ということを第一義的には考えていかざるを得ないのかなと思っております。そういうような水産さんのご意見、青果さんのご意見を踏まえて、それをできるだけ解消していくような形に持っていきたいというふうに考えております。

そして、もう一方の全中協の設定方針のお話がありましたけれども、こちらにつきましては、今年度に入りまして、全国中央卸売市場の集まりの協会というのがあるのでございますが、その中でこの設定方針について見直しをしていくということで作業を始めているところでございます。今後そういった状況も踏まえまして、各業界さんと調整をさせていただきながら問題点について解消を図っていききたいというふうに考えてございます。

○大矢会長　ありがとうございます。伊藤（裕）委員、よろしいですか。

○伊藤（裕）委員　実は今年もこの片肺の営業日に、これは築地の例でございますけれども、築地は青果と水産と両方ございますが、青果門を閉めちゃったんですよ、この日に。水産のほうはやっているんです。しかも水産関係者もこの青果門を使って出入りを随分やっているんですが、一方的に閉めてしまうわけですね。私は市場当局にすぐ質問しまして、これは何ですか、何で閉めちゃうんですか、我々は商売をやっているんじゃないか、我々の商売を邪魔するんですかということ強く抗議いたしました、その次の片肺日は開けていただいたんです。

こんなことも一つの例ですが、お客様にかえてご迷惑をかけてしまう、あるいは混乱を起こしてしまう。あるいは、青果さんのほうでお配りになっているカレンダーは市場が休みというふうに表示されているように伺っていますが……。そんなことで、先ほど野口さんもおっしゃっているように、市場ですから、休み、それから開く日、これは一致していなければいけない、おかしいと思うんですよ。そういう点で、今後ともにこの片肺の開場日といますか、休業日といますか、それはやめていただきたいということを強く、再来年に向けて要望として申し上げます。

○大矢会長　ありがとうございます。幹事、いかがですか。よろしいですか。

では、そういうことで、ほかに何かご意見がありますか。

○羽根川委員　築地市場労組連絡協議会の羽根川と申します。

今、伊藤（裕）委員のほうから片肺営業の問題点について指摘があったと思うんですが、昨年一昨年も問題があるということで指摘をして、今年については七月七日、七月二十四日、八月八日、八月二十一日と四回にわたって臨時休開市連絡調整会議——連絡調整会議といっても業界の調整会議だったわけですが、この中でも、片肺営業についてはできるだけ回避すべきだと。というのは、片肺営業が来年も一日残るわけですが、この片肺営業については来年でちょうど五年目になります。しかし、それ以前二十年間は片肺営業は回避してきました。それは、二十数年前に一度だけ片肺営業の日があったんです。それで、これはまずいということで、二十年間にわたって、もう二十一、二年になると思うんですが、片肺営業についてはずっと回避してきたわけです。それが平成二十三年から片肺営業をまた始めてしまった。来年はそれが五年になるわけですが、今、伊藤（裕）委員からも要望があるとおり、全中協の設定方針の中でもその部分についてははっきりしているんですね。今日の資料の八ページに「平成二十七年における臨時休開市日の設定について」ということで全中協の設定方針が出ていますが、この設定方針の中でも七番目に、「臨時休開市日は、できるだけ全国的に統一して実施できるよう努力する」と。それから、六番目には、青果部、水産物部の臨時休開市日の統一ということで、総合市場の機能を低下させないためにも臨時休開市日をできるだけ統一するんだ。そういう設定方針があるわけです。それで二十年間も全中協の設定方針に基づいて片肺営業については回避してきたんですよ。

ところが、平成二十三年から踏み切ってしまった。パンドラの箱のふたを開けたような話なんです。やっと来年については、当初三日片肺営業があったんですが、一日ということ。でも、片肺営業はまだ一日残っているんですよ。そういう意味では、伊藤（裕）委員からも要望があるとおり、水産物部と青果部の営業日数についてのいろいろな違い点もあるので、そういう面では東京都さんのほうでもいろいろ努力して一日にはなったんだけど、

今後の問題として、その辺については十分業界ぐるみで譲り合うところは譲り合って、できるだけ統一してできるようにしていただきたい。

四回にわたって業界の調整会議があったんです。一つ聞きたいのは、産地や消費地との調整会議はやったのですが、実際問題、川上、産地のほうの全漁連もありますし、全農もあります。産地のほうの意見要望についてはどうだったのか。それから、川下、消費地、消費者、消費者団体の意向、要望についてはどうだったのか、その辺の説明をしていただきたい。

それから、一番最後のページに「休開市日設定のあり方」ということで、市場利用あり方検討会を、二〇一一年から一二年にわたって有識者会議を開いて三つの方針を提起したと。休開市の設定に当たって、このあり方検討会の方針もいろいろ生きてきていると思うんですが、来年、片肺営業が五年目になるんですね。そういう面では、あり方検討会がこの間、方針1から3まで提起したんですが、その後このあり方検討会はどうなったのか。来年五年目を迎えるわけです。それについて、あり方検討会として、この間のいろいろ片肺営業の問題があるわけですから、検証をどういう形でやっているのか、やっていないのか。その辺についても説明していただきたい。

それから、先ほど野口幹事から、全中協の設定方針については、今見直しというか、検討に入っているという話だったんですが、今回、平成二十七年設定に当たって、全中協の設定方針の五番、三連休の回避というのがあります。その設定方針では、「年末年始及び八月の旧盆を除きできるだけ三連休は回避する」ところが、五月と九月には三連休になっているんですね。先ほど話した四回の調整会議でも、三連休を回避してほしいという提起もあったんです。そういう面では、回避じゃなくて三連休そのまま、お盆以外に五月と九月については三連休という提起なので、全中協ではできるだけ回避すべしという方向になっているのがあるわけですから、その辺について、都のほうとしてどういう検討をして五月、九月については三連休を残したのか。その辺についても説明していただきたい。

それから、もう全中協でも言っていますが、水産物部・青果部の設定の考え方でも四週六休型を基本と。その四

週六休型をずっとやっているのですが、もう十数年前に四週六休型については定着してきています。四週六休から四週八休ですね。要は、週休二日制に向けてどういう方向で四週八休型を考えていくのかという問題提起もしている。しかし、その時点では四週八休型の問題については時期尚早ということ为先延ばしになっていて、もう十数年たっている。そういう面では、先ほどの話でも、全中協の設定方針についても検討するという話になっているので、四週六休型は既に定着しているので、四週八休型への移行に向けて、どういう方向で都のほうとして考えているのか、その辺についても説明してほしい。

調整会議でも、労働基準法の週四十時間という規定があるわけで、そういう面からいうと、四週八休型ということについても先延ばしする話じゃなくて、要は、築地市場は全国の建値市場なんですよ。全国から注目されているんです。しかし、その中で片肺営業の問題があったり、いろいろ今後の課題が山積みになっている。特に一つ言いたいのは、今日の取引業務運営協議会でも資料として出してほしいということ要望してあったのですが、一回目の調整会議のときに都のほうから、平成二十六年臨時休開市日各都市比較表、水産・青果という資料が出されているんです。その資料によれば、大都市部、神戸、大阪市、京都市、名古屋市については、水産・青果統一してやっているんです。全中協の方針に基づいて、ちゃんと統一してやっています。しかし、東京都については、先ほど話したとおり、平成二十三年から片肺営業が始まった。片方で、関西方面では全中協の方針に基づいて青果・水産統一してやってきているのに、東京都だけが、来年を入れると五年目になりますが、片肺営業が残っている。で、その辺も含めて、今後いろいろ課題が残っている、その辺の課題についてどうクリアしながら四週八休に向けて都のほうとして考えていくのかお伺いしたい。

○大矢会長　武井委員、関連質問でございますか。もし関連質問でありましたら、よろしくお願ひします。

○武井委員　ちよっとした意見を申し上げたいんですが……。

○大矢会長　そうですか。では、お願ひします。

○武井委員　今、魚屋さんのほうと我々と意見の違いが出てきているわけですが、この問題についてはもう五、六年前からいろいろ意見の取り交わしをやってきて、そして今回も片肺と。我々は片肺を望んでいるわけじゃありません。そうじゃなしに、我々は我々の主張として、本来ならば全水曜日を休みにしてくださいと。これは産地側の要望でもあります。要は高齢化なんですね。今、農水省の言わんとするところの就業者の平均年齢が六十七歳だとかいう話になる。そういうふうになってきますと、どうしても休みというものが重要な位置づけになってくるわけです。我々としては、週の半ばで一回休んで、そしてやるのが労働環境の中でもいいし、また担当マネジャー、その他の皆さんでも、生産者の方にもいい面が出るということの中で、全水曜日を休みにしてくれという要望をかなり前からやっています。しかし、急にそれを全面的にやることは大変難しい問題があるということの中で、現在わずかながらでも、一日でもその方向に近づけるといふ努力を東京都をはじめ我々みんなやっているわけです。

片肺ということが、今言う話を聞いていると、青果のほうが何か言っているような感じを受けますけれども、我々は片肺をどうのこうのと言っているんじゃない。要は、我々の主張である全水曜日を休みにしてくださいと。これと同時に週四十時間、これでいきますと我々は土曜日を休まなきゃいけない。週四十時間の問題。それから、先ほどちょっと話が出た四週八休の問題にしても早いところ解決をしてもらって、そして市場全体がいい方向に向くならばいいんじゃないかというふうに思うので、青果だけが何か足を引っ張っているようなことを言われているような気がしてしようがないんだけど、我々はそんなことはないです。我々は前に向かって、やはり職員の福祉ということも考えなくちゃならないし、採用ということも考えなくちゃならない。職員の採用だって今大変な問題です。やはり休日問題等、重要な要因の一つですから、そういうことを考えながらお話を申し上げているので、そのところもひとつよく検討してもらいたいというふうに思います。

○大矢会長　わかりました。そういうことで調整して一日の案で出てきていると思います。今、羽根川委員から四項目ですか、質問がありました。事務局、回答をお願いします。

○野口幹事 全体で五点ほどご質問があったと思いますので、お答えできる範囲で回答させていただきます。

いわゆる片肺の問題に關しまして、一つ、産地のほうの意見、要望だとか、いわゆる消費地の話、そういったことを聞いているかという話だと思います。産地の方々と意見交換する場も私どもは持っておりますけれども、産地につきましては、水産物さんと青果さんのほうは海と山ということでもちよつと違いもあります、特段この問題についてお話があったということは私は聞いておりません。消費のほうは、やっぱり片方が、青果・水産の買い回りという話ですけども、そういった問題が出てくるということで、できるだけ回避してほしいという話ですね。それと、東京の市場は全国に対する影響力がかなり大きいものですから、東京の休開市の設定についてはどうしても影響を受ける。そうになると、東京が休みのときに市場を開けてもお客さんが来なかったり、荷がなかなか動かない業務上、非常に厳しくなるというお話もありまして、東京のほうにはそういった問題について考慮してほしいといったお話は伺っております。

二つ目は、一昨年に市場の利用あり方検討会でまとめられた三つの方針についてでございます。三つの方針をこういうふうに検討していただいた背景には、いわゆる片肺の問題を大きな事柄として位置づけまして、学経の先生方にこの点について議論していただいた経緯がございます。ただ、その中で青果・水産に共通して言えることは、長期的には休みを増やしていくべきだろうという話がまず一点。もう一つ、休市の増やし方につきましては、青果さんが先行していることもあってそういう状況にあるのだけでも、それは出荷サイド、そして実需者の立場、さらには、先ほど申し上げましたように、東京の場合は全国の他市場に与える影響が極めて大きいので、そういったものを配慮しながら段階的に進めていくほうがよい、そういうような話を受けております。そういった中で、今回、各業界さんのほうと意見交換をさせていただきまして、それぞれのご意見はやっぱり対立する部分がございます。それぞれの思いというのは私どもで受けとめまして、できる範囲の中で歩み寄っていただきましてまとめたものが今回の案というふうにご理解いただければと思っております。最大三日ありましたけれども、昨年二日にして今回一

日ということになりますけれども、そうやって今調整を図っているとところでございます。

三点目の全中協の設定方針の見直しについて、三連休の回避のお話がありました。全中協の設定方針は、これは昨年もちよっとお話ししたかと思えますけれども、全国に市場がございますので、それぞれの地域の実情であるとかいったことを踏まえて、できるだけ統一をしようということでもまとめたものでございます。したがって、その全中協の設定方針は、何々でなければならぬとかいったふうな書き込みはしておらず、地域の実情を踏まえて、また市場で働いている業界の皆様方のご要望等を踏まえて、そういったものを最終的に具体的には各市場で決定をしてほしいということになっております。この三連休の話につきましては調整会議の中でも出ましたけれども、近年、大型連休が定着をしてくいて、連休のはざまに市場を開けてもなかなか買出人が来られない。そして荷も動かない。ということであれば、今、労働環境の問題もあるので、できるだけ従業員を休ませたいというご意見もありません。そういったことで、三連休になりますけれども、四連休にはせずに、最終日に今回臨時開場という形にしているところでございます。

次に、四週六休のお話がありました。もう既にこれは定着をされていて四週八休になっているんじゃないかという話ですけれども、市場の場合は、確かに今お話しのとおり、四週六休は既にもうやっております、どちらかというと、試行的に四週八休に向かって動いているのが現状だと思います。この問題につきましても、先ほどお答えさせていただきましたけれども、全中協の各都市が集まる会議でこの問題を取り上げて検討を始めたところでございます。ただ、生鮮食料品を扱っている市場の社会的使命として、生鮮食料品の供給をきちっとやっつけていかなければいけない。そういったものがやっぱり責任としてあるわけですから、そういったことも含めて、この問題について、引き延ばしをしているわけではなくて、検討をそれぞれの問題について着手を始めたということでございます。

最後に、各都市の比較表のお話がありました。確かに青果・水産につきましては、関西、近畿圏では青果・水産物が統一という形で開場日数は同じでございます。ただ、近畿圏、関西圏の方にお話を聞くと、やっぱりその設

定に当たっては毎回議論になるそうです。この問題につきましてはそういう状況があるということですね。あと、九州地区になりますと、今度は産地機能を有しておりますので、北九州市だとか福岡市、久留米市を除いては、水産もしくは青果の個別単独市場という形で、それ自体、どちらかという出荷者の意向が色濃く反映されているので、関西、また東京とは違う設定のされ方をしている場合がございます。東京の場合は、どちらかというと、静岡のほうから逆に言うと北のほうに向かって東京に足並みをそろえているというのが実情だと思います。この辺の話も、私ども全中協という会議の場で各都市からご意見をいただいて、むやみにこれでお願いますということではなくて、事前に、業界さんだけではなくて、各都市にも情報提供しながら、この問題について、これは、こうということで情報交換しながら設定について検討させていただいた経過がございます。

そういうことでございます。よろしくお願います。

○大矢会長　ありがとうございます。羽根川委員、いいですね。

○羽根川委員　はい。

○大矢会長　ありがとうございます。

○伊藤（裕）委員　ただいまの東京都さんのお話はともかくとして、先ほど武井さんからお話ございましたので、その件について私の意見を申し上げたいと思うんです。片肺を望んでいるわけではない、青果は前向きに考えて、今の事情の中でやむを得ずこういうことをやっているんだというお話でございますが、それは水産だって全く一緒ですよね。商売の厳しさも同じ、労働条件も同じ。どこが違うんですか。その中で私が申し上げたいのは、やはり我々はその一つの公益を維持していくという立場もまた、我々は市場のテナント業者ですから、市場に入る者として、市場をどうやって運営していったらいいんだということを考えなきゃいけません。その意味で、お互いに市場をどうしたらいいんだ、市場を開ける閉めるということ、これはお互いに同じ立場で考えていかなきゃいけないと思うんですよ。ですから、青果だけが前を向いているんだというお話は取り消していただきたい。私どももまた事情は同じで

す。しかし、その中でどうやったらいいかという、その提案の考え方がちよつと違う。

それから、もう一つここでつけ加えておきますけれども、今、私の隣にいらつしやるのは神田さんとおつしやつて、東京だけじゃなくて、恐らく関東地区では最大のお魚専門の小売店だと思うんです。大変はやっていらつしやるお店でございます。この神田さんとよくお話をするのですが、神田さんご自身がこの市場の休市日に合わせてお店を休んでみます。そうしたら、ほかの開ける日も来るお客さんが減つちやつた。だから、自分のところは休市に關係なく毎日開けなきやしようがないんです、開けないと商売が維持できないんですというお話を、非常に痛切なお言葉ですけれども、そういう意味で、神田さんたちは、できれば毎日開けてほしいんだというぐらいの気持ちなんですということ。市場のお客さんとして、お得意さんとして、そういう方々の声もあるということ。これはしっかり我々は受けとめなきやいけないと思っております。そういう点で、私の意見は、やはりオール市場の立場でお互いに考えていきましようということを申し上げておきたいと思ひます。

○大矢会長　ありがとうございます。それぞれの立場で公益のためにということでやっていられて経過があると思うんですね。それぞれ業界ごとの経過もあり、特殊事情もありますから、両委員のおつしやることはよくわかるのですが、武井委員、何かございますか。

○武井委員　我々が申し上げていることが何か一般的じゃないような認識の中におありの方がいたら、これはちよつと問題だなと思うんですが、我々は何としてでも市場をよくしていかなきやならぬ。そして、働いている人たちが気持ちよく働いてもらわなくちやならぬ。こういう観点からもこの休市の問題というのは大変重要である、こういう捉え方をしているわけです。法律的にも就業時間の問題も責任があります。そういう問題に少しでも近づけるように市場としてどういう努力をしていかなきやならぬのか。また、その中で我々青果のほうがどういふうな産地背景の中に置かれているのか。先ほども申し上げましたように、今、産地背景としては大変高齢化の中にありますから、皆さんご存じかと思ひますけれども、例えばスイカ一つとっても大玉スイカはどんどん減っている。要は、そ

れを持ち上げて農道まで持つてくるのに時間がかかる。とてもじゃないけれども持つていられない、重い。そういうような細かい点まで我々のほうに申し出ているという形の中で、今、高齢化の問題は、我々は大変真剣に言われているわけです。その中で、週の真ん中を休むということはいろいろな面で有意義な問題だと捉えますので、これを東京都さんのほうにも申し上げているわけなんです。

我々、水産がどうのこうのと言っているんじゃないんです。市場総体の中で物を考えていく中で、時代がどんどん進んでいますから、進んだ時代の中に合った運営の仕方をしていかなきゃならぬ。逆らうような形でいつて何の益もありませんので。我々としても職員の問題は大変大きな問題になっています。本年だつてなかなか人が集まらない。来て、いろいろ話の中ですぐ労働問題から始まり、そういう問題が出てくる。こういう状況の中ですから、少しでも前に進む考え方を我々はしていかなきゃならぬというふうに思うので、こういう問題を出しているわけです。

それから、水曜日についてもそれなりの考えの中で論じているわけなので、この点も、ただ我々が水曜日いっぱい休んでいけばいい、こういうようなことじゃなしに、なぜ水曜日に休まなきゃならないのか。これは、産地背景から始まって一般のスーパーさんの考え方、こういうものも全部踏まえる中での水曜休みですから、誤解のないようにひとつお願いをしておきます。

○大矢会長　　ありがとうございます。そういういろいろな業界の特殊性があったり、経緯があったり、歴史があるわけですから、いろいろな立場上の意見があつて、事務局は四回の調整会議を開いてこの案ができたということっております。両委員ともこの原案に異論はないということですから、よろしいですね。そういうことで理解をしたいと思います。

ほかに何かご意見がございますでしょうか。

ないようでしたら、この水産物部と青果部の関係の原案について当協議会の決定とさせていただきますと思いま

すが、いかがですか。

(「異議なし」の声あり)

○大矢会長　ありがとうございます。それでは、この案で決定をさせていただきたいと思えます。

今まで四部にわたって協議してまいりましたが、いずれも異議なしということでの協議会の決定にさせていただきまして、この内容につきましては、後日、私から知事宛てに答申をさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

二・報告事項

○大矢会長　次に、報告事項に入らせていただきたいと存じます。

資料にございます報告事項、東京都中央卸売市場における最近の状況について、事務局からご報告を求めます。よろしく願います。

○野口幹事　それでは、お手元配付のもう一つの資料がございます。「報告事項」と記されました資料のまず一ページをご覧ください。ご覧になっていただきたいと思います。中央卸売市場の最近の状況についてご報告させていただきます。

まず、(1)卸売業者の取扱数量等の推移でございますが、上段の表は、平成二十五年以前過去五年間の取扱数量と金額の推移を部別別にあわしたものでございます。全体の傾向といたしまして、この間、取扱数量と金額は減少の傾向にございますが、平成二十三年につきましては、東日本大震災、そして原発事故に伴う影響から各部類とも数量と金額が例年に比べ大きく落ちてございます。その後、平成二十四年、二十五年につきましてはおおむね回復基調にあり、平成二十五年につきましては、花き部を除きまして、取扱金額については前年を上回る結果となっております。

次に、二ページをご覧いただきたいと思ひます。(2)市場業者の経営状況でございますが、同様に過去五年間の推移をあらわしております。

(ア)卸売業者につきましては、平成二十年にリーマン・ショック等の金融不況によりまして赤字業者の数が急増いたしました。その後、一旦戻りましたが、平成二十四年度につきましては単価安、そういったことなどを受けまして全体で赤字業者が六者となりました。現在、平成二十五年度につきましては、私どものほうで決算検査で中身について検査、指導を進めているところでございまして、まだ平成二十五年度についてはあらわすことができませんが、赤字の業者数は全体として減少してございます。そういったことをつけ加えさせていただきます。

そして、真ん中の②統廃合の状況でございますけれども、中段の表に示したとおりでございます。

(イ)の仲卸業者については、赤字業者の割合が年々増えている傾向にございましたが、平成二十四年につきましては、経費の削減努力、そういったことによりまして、水産・青果部において改善が見られております。都のほうでは、引き続き定期的な財務検査を行うとともに、赤字業者の方々に対しましては、公認会計士や弁護士、中小企業診断士等の相談による経営指導、相談を充実させていくこととしております。また、仲卸業者の団体が販路拡大であるとか新商品開発等の事業を行う場合に支援する事業もあわせて実施しており、活性化を図っているところでございます。

続いて、最後になりますけれども、三ページをご覧いただきたいと思ひます。こちらは農水省資料となります。全国卸売市場経由率の状況でございますが、平成二十三年までの過去五年間の推移をあらわしております。平成二十四年についてはまだ発表されておりませんが、青果・水産物の約六割程度が卸売市場を経由しているものの、ここ数年はやや減少傾向にございます。食肉、花きにつきましてはほぼ横ばいの傾向で推移している状況でございます。簡単ではございますが、報告は以上でございます。

○大矢会長　ありがとうございます。報告事項についての説明は終わりました。これに関連して何かご質問等がござ

いましたらお願いいたします。ありませんでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、これで協議会は終了したいと思いますが、閉会に当たりまして、岸本市場長からご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○岸本市場長 委員の皆様、本日は大変活発なご議論を誠にありがとうございました。

東京都中央卸売市場の平成二十七年における臨時休業日、臨時開場日の設定につきまして、ただいまご決定いただきました事項を市場業界の皆様、それから東京都の関係機関をはじめ全国の市場関係者、出荷者に周知を徹底することによりまして、円滑な市場運営につながるよう努めてまいりたいと考えております。

また、ただいまのご審議の中でさまざまな貴重なご意見もいただきました。今後、市場業務を運営していく中で十分に生かしてまいりたいと考えております。

本日は誠にありがとうございました。

○大矢会長 ありがとうございます。

6 閉 会

○大矢会長 それでは、これをもちまして、本日の運営協議会を閉会といたします。長時間にわたりご協力ありがとうございました。

午後二時三八分 閉会

——了——